令和７年４月

大村市立三城小学校いじめ防止基本方針

学校基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本方針は、いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするために策定する。

関係法規

（いじめの定義）
第２条　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめの禁止）
第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。
（学校及び学校の教職員の責務）
第８条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
（保護者の責務等）
第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必な指導を行うよう努めるものとする。
〔いじめ防止対策推進法より　抜粋〕

いじめの基本認識

〇いじめはどの学校・学級でも起こりうるものである。
〇いじめは人間として絶対に許されない行為である。
〇いじめ問題については、被害者の立場に立った指導を行う。
〇いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である。
〇表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生していないかどうかを慎重に見極め、いじめに該当するか否かを判断する。
〇関係者が一体となって取り組むことが必要である。
〇いじめ問題は家庭教育のあり方に大きく関わる問題である。

めざす児童像

やさしさ 思いやりの心をもち他者とかかわる子ども	かしこさ よく見聴きし学び、自らを高める子ども	たくましさ 心身ともに健康でねばり強い子ども
〇感じる力・心 〇行動する力 〇かかわる力	〇見聴きする力 〇伝える力 〇生かす力	〇生活する力 〇挑戦する力 〇やりぬく力

いじめ防止対策のための組織

◇いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、（当該学級担任）

＜活　動＞

（１）いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等の持ち方）

（２）いじめ防止に関すること

（３）いじめ事案に対する対応に関すること

（４）いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめの問題について児童への啓発、指導に関すること

＜開　催＞　月１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する

◇児童理解の会

毎月一回、全教職員で問題傾向を有する児童や支援の必要な児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通理解、共通実践について話し合いを行う。また、緊急を要する問題が起きたときは、臨時に全職員を招集して話し合う。

ＰＴＡ及び関係機関等との連携

〇児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切を伝える。

〇「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、学校運営協議会、学校評議員会議、ＰＴＡ総会、学級懇談会等で伝えるとともに理解と協力をお願いする。

〇いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言等を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

〇いじめの事実を確認した場合は市教育委員会への速やかな報告を行う。また、重大事態発生時の対応等については、教育委員会に指導・助言のもとに学校として組織的に動く。

◇保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育む。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる　側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが大切である。

〇日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。

〇子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。

〇基本的な生活習慣の確立や、情報器機使用のルールの策定など、家庭におけるルールづくりに努める。

〇学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、普段から学校とコミュニケーションをとるよう心がける。

◇地域における取組との連携

〇学校運営協議会における取組の推進

〇地域人材の学校教育活動への参画

〇児童と家庭や地域の多くの大人が接するような取組推進

〇公民館活動や青少年健全育成事業への児童の積極的な参加

〇学校と学童保育施設の連携による児童の状況把握

〇地区子ども会等での地域における児童の状況把握

【　いじめ問題への取組　】

いじめの未然防止の取組　～いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり～

◇学校の取組

（１）学級経営の充実

〇児童一人一人成就感や充実感を持つことができる「わかる授業」を実践する。

〇学習規律の徹底

〇基礎的基本的事項の徹底習得

②児童一人一人が所属感や自己肯定感を持つことのできる学級集団づくりに努める。

〇話し合い活動、学級会活動の充実

③互いに認め合い、支え合い、助け合う学級の雰囲気を醸成する。

〇教師の認め励ます言葉かけ

〇「よいとこ見つけ」や「ありがとうの木」などの取組

（２）道徳性を養う道徳教育の充実

①すべての教育活動を通して、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

〇縦割り活動の実施

〇１年生を世話する６年生のパートナー活動

〇障害者の方から学ぶ福祉活動

②道徳の授業を通して、人権尊重の精神や思いやりの心を高める。

〇普段の生活に密着した読み物教材の活用

③「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を活用し、いじめ防止や生命尊重等、道徳性の育成をねらいとした取組を行う。

（３）社会体験、自然体験、交流体験の充実

①体験学習を積極的に実施する。

〇地域の人材、施設を活用した体験活動の実施

〇各学年に応じた遠足、宿泊的行事の実施

②子ども会活動への積極的な参加を勧める。

③三城校区健全協主催事業への積極的な参加を勧める。

（４）メディアリテラシー、情報モラル教育の実施

①学級活動や総合的な学習の時間のカリキュラムに、系統的に指導内容を組み込む。

②学年の発達段階に応じて、ＳＮＳでのトラブル等について具体的に指導する。

◇保護者や地域への働きかけ

（１）いじめ問題についての学校の基本姿勢と保護者の役割について啓発しておく。

①入学説明会やＰＴＡ総会、学級懇談会の機会に、校長及び学級担任から、いじめ問題に対する学校の基本方針を説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者地域の理解を得る。

②学校だよりや学級通信等の広報誌を使って啓発する。

（２）学校運営協議会でも必要に応じて取り上げ、地域へも学校だよりや学校ＨＰを使って、学校のいじめに対する基本方針や学校の実態をお知らせし、協力を仰ぐ。

いじめの早期発見　～小さな変化に対する敏感な気付き～

（１）日々の声かけ、観察等の実施

①教職員が子供たちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がける。

②休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に子供たちの様子に気を配る。

③いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

④学校には心の教室相談員やスクールカウンセラーがいること、県や市には相談窓口があること等を掲示物やカードを配付することを通して、相談する人は担任以外にもいることを知らせる。

＜観察の視点＞

〇児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。

〇個人面談やアンケート、休み時間や放課後等を利用して、児童から情報を収集する。

〇上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。

（２）日記や連絡帳・資料等の活用

①日記や連絡帳の活用によって、担任・児童・保護者が日ごろから連絡を密に取り信頼関係を構築する。

②メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の資料活用により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

（３）教育相談(カウンセリング)の実施

①児童を対象に、定期的な教育相談期間を設けて全児童を対象とした教育相談を実施する。

②日常生活の中で教職員の言葉かけによって、教職員と児童の信頼関係を醸成し、児童が日頃から気楽に相談できる環境をつくっておく。

③気になることがある場合は、保護者に対して教育相談や家庭訪問等を実施するなど、迅速に対応する。

（４）いじめ実態調査アンケート

①毎月、全児童を対象にいじめ実態調査アンケート（生活アンケート）を実施する。

（５）家庭への協力依頼

①子どもとの会話をできるだけ多くする。

②服装等の汚れや乱れに気を配る。

③子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。

④悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。

いじめに対する措置　～問題を軽視せず、迅速且つ組織的な対応～

（１）正確な事実確認・把握

①いじめ防止対策委員会のメンバーを中心に、当事者双方や周りの児童からの聴き取り調査を実施し、情報収集と記録を正確に行っていじめの事実確認に努める。

②緊急の児童理解の会を招集し、全職員で情報を共有し、事案について正確に把握する。

③一つの事象にとらわれずいじめの全体像を把握するように心がける。

（２）指導体制、方針決定

①緊急の職員会議を招集し、教職員全体で指導方針を確認する。

②指導は担任任せにするのではなく、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。

③大村市教育委員会、大村市こどもセンター等の関係機関との連絡調整を密に行う。

（3）児童への指導および支援

①いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除くことを第一に行う。

〇つらく苦しい気持ちに共感しいじめから全力で守ることを約束する。

〇休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。

〇いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

②いじめた児童に対しては相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、いかなる理由があろうと「いじめは人間としてもっとも恥ずかしい行為」であり、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめの行為を即座にやめさせる。

③周りの児童に対しては、傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみや悲しみを理解させる。

〇友達の言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。

（4）保護者との連携

①いじめられた児童の保護者に対して

〇我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情をよく聞いてもらう。

〇聞き取った事実は、学校に報告してもらい、事実確認を行う。

〇いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

②いじめに加わった保護者に対して

〇学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。

〇学校から伝えられた事実を冷静に受け止めたうえで、我が子の言い分を十分に聞き、事実確認を行ってもらう。

〇被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

（5）いじめ解消までの見届け

①「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」という、いじめが「解消している」状態まで継続して対応する。

②いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する。

重大事態発生時の対処

生命･心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、加えて児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

（1）重大事態が発生した旨を、大村市教育委員会に速やかに報告する。

（2）教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（3）上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（4）上記調査結果については、いじめを受けた児童･保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

＊次ページに掲載のフローチャートに添って、具体的な対応を行う。

【　重大事態発生時の対応　】

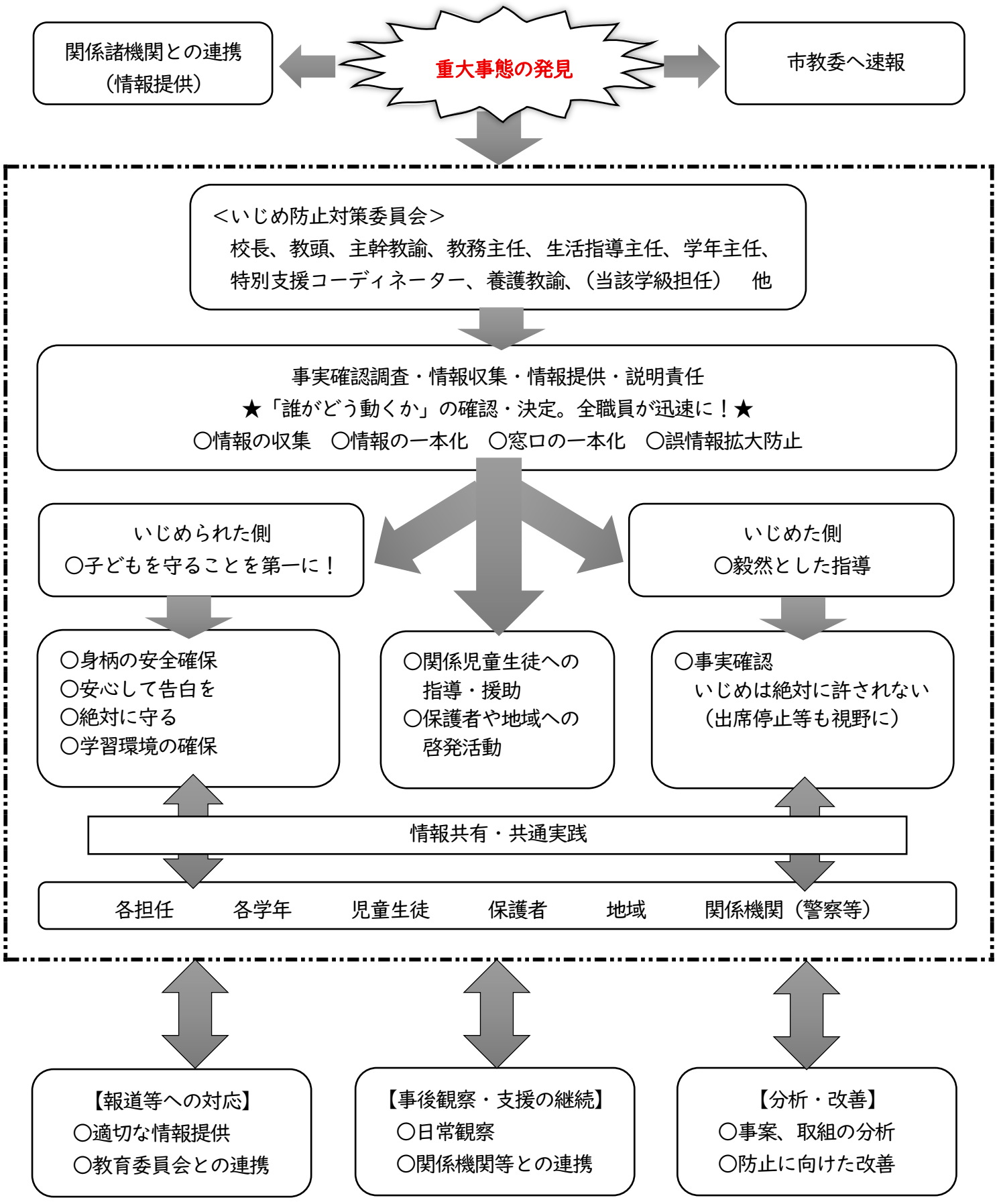
関係諸機関との連携
（情報提供）
重大事態の発見
市教委へ速報
＜いじめ防止対策委員会＞
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、
特別支援コーディネーター、養護教諭、（当該学級担任）　他
事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任
★「誰がどう動くか」の確認・決定。全職員が迅速に！★
〇情報の収集　〇情報の一本化　〇窓口の一本化　〇誤情報拡大防止
いじめられた側
〇子どもを守ることを第一に！
いじめた側
〇毅然とした指導
〇身柄の安全確保
〇安心して告白を
〇絶対に守る
〇学習環境の確保
〇関係児童生徒への
指導・援助
〇保護者や地域への
啓発活動
〇事実確認
いじめは絶対に許されない
（出席停止等も視野に）
情報共有・共通実践
各担任　各学年　児童生徒　保護者　地域　関係機関（警察等）
【報道等への対応】
〇適切な情報提供
〇教育委員会との連携
【事後観察・支援の継続】
〇日常観察
〇関係機関等との連携
【分析・改善】
〇事案、取組の分析
〇防止に向けた改善